

旭川中・旭川東税務署管内の確定申告をされる方へ

旭川中・旭川東税務署では、令和7年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書を作成するための確定申告会場を開設しています。なお、税務署の庁舎内には、確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意願います。

確定申告会場では、ご自宅等で作成した申告書等の提出のみの受付をしておりませんので、札幌国税局業務センター旭川分室への郵送による提出にご協力ください。(確定申告会場では提出できません。)

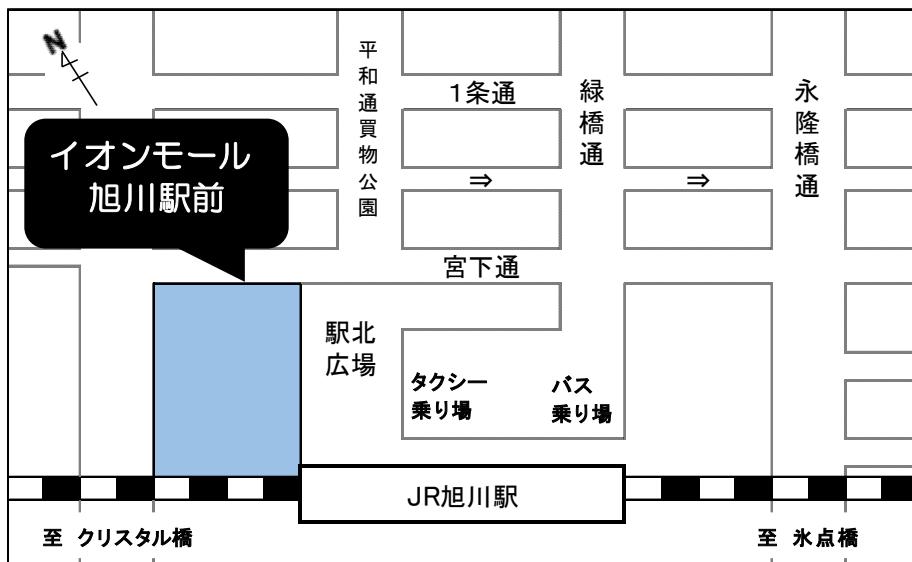
郵送する場合の宛先：札幌国税局 業務センター旭川分室

〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎

確定申告会場

イオンモール旭川駅前

4階イオンホール（旭川市宮下通7丁目2番5号）※午前9時入館可能



- ※ 立体駐車場の6階『P 6』がイオンホール4階と直結です(午前9時から入館可能)。
- ※ 相談開始時間(午前9時)前に来場された方は、立体駐車場の6階「P 6」の自動ドア前にお並びください。
- ※ イオンモール旭川駅前の駐車場は原則有料です。
- ※ エレベーターとエスカレーターをご利用できる時間帯は次のとおりです。
 - ・立体駐車場のエレベーター(午前9時前から利用可能)
 - ・イオンモール内のエレベーター(午前9時から利用可能)
 - ・イオンモール内のエスカレーター(午前10時から利用可能)